

令和6年8月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	63	59	57	84	57								320
問い合わせ	5	3	4	4	4								20
要望	0	0	0	0	0								0
計	68	62	61	88	61	0	0	0	0	0	0	0	340
(前年度計)	(70)	(73)	(65)	(54)	(67)	(56)	(53)	(67)	(55)	(78)	(72)	(58)	(768)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	5	4	7	2	5								23
(前年度)	(8)	(4)	(7)	(2)	(2)	(4)	(4)	(4)	(2)	(4)	(3)	(6)	(50)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	1	2	0	2	4								9
20歳代	5	6	9	4	1								25
30歳代	5	4	6	10	4								29
40歳代	8	12	7	14	14								55
50歳代	13	16	10	12	7								58
60歳代	7	0	11	16	6								40
70歳以上	21	18	12	23	21								95
その他・不明	8	4	6	7	4								29
計	68	62	61	88	61	0	0	0	0	0	0	0	340

今月の相談事例

1万5千円のブーツをネット注文し、代金はコンビニから電子マネーで支払った。その後、「商品が欠品しているのでキャンセル扱いにします。〇〇ペイで返金します」と業者からメールが届いた。LINEの友達登録をするようにとの記載もあったので、言われるまま登録をした。ビデオ通話で業者とやり取りをすることになり、相手の指示のまま〇〇ペイに数字を入力した。何度か相手から「失敗しています」と言われ複数回操作をしたところ、50万円を送金してしまったことが分かった。

センターからのアドバイス

同じような事例の相談を多く受けています。
「〇〇ペイ(Pay)」とは、主にスマートフォンを用いたモバイル決済サービスのことで、そもそも、ネット通販の代金を電子マネーや銀行振込等で払っているのに、返金がモバイル決済サービスというのとはとても不自然です。
「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、安易に相手の指示に従ってスマートフォンの操作をしないようにしましょう。